

# 令和元年度第4回千代田区障害者支援協議会

## 計画部会

### —議 事 録—

日時：令和2年1月20日（月）18：30～20：00

場所：千代田区役所 4階 教育委員会室

千代田区 障害者福祉課

■開催日時・出席者等

日時	令和2年1月20日(月) 18:30~20:00	
場所	千代田区役所 4階 教育委員会室	
委員	学識経験者	大塚部会長、大瀧委員、荒木委員
	障害者及びその家族	藤田委員、小笠原委員、鈴木(や)委員、 廣瀬委員、鈴木(隆)委員、鈴木(洋)委員
	社会福祉団体又は障害者福祉団体の代表者等	宇治野委員
	事業者	永田委員、西谷委員
	就労支援関係者	岡崎委員
	区職員	歌川保健福祉部長
幹事	区職員	安田児童・家庭支援センター所長、武福祉施設整備担当課長、 湯浅障害者福祉課長、土谷高齢介護課長
事務局	区職員	小野障害者福祉課障害者福祉係長 金子障害者福祉課給付・指導担当係長 平澤障害者福祉課総合相談担当係長 山野邊障害者福祉課施設・就労支援担当係長 岡嶋障害者福祉課担当係長 小坂部児童・家庭支援センター発達支援係長 浅野高齢介護課高齢者施設担当係長 障害者福祉課障害者福祉係 永田 障害者福祉課障害者福祉係 高橋 障害者福祉課障害者福祉係 内藤 高齢介護課高齢介護係 篠崎

## ■議事録

### <開会>

○湯浅幹事       まだお見えになっていない委員の方がいらっしゃいますが、定刻を過ぎましたので、これから千代田区障害者支援協議会計画部会を開催いたします。議事までの間、進行を務めさせていただき、障害者福祉課長の湯浅でございます。改めまして、よろしくお願ひいたします。また、本日の会議につきましても議事録を作成いたします関係上、皆さまのご発言につきましては、録音させていただきますので、こちらもご了承くださいますようよろしくお願ひいたします。それでは、まず本日配付いたしました資料につきまして、事務局より確認をさせていただきます。

○小野障害者福祉係長   障害者福祉係長の小野でございます。本日の資料を確認させていただきます。最初に本日の次第がございます。そして資料が4種類と本日追加の資料が1つございます。まず「(仮称) 神田錦町三丁目福祉施設基本計画(案)」の冊子がございます。資料2は「令和元年度千代田区障害者支援協議会等の開催スケジュール(予定)」、そして本日は相談支援部会の報告ということで、資料3「第2回障害者支援協議会相談支援部会報告」、資料4「第3回障害者支援協議会相談支援部会(書面開催)報告」をお付けいたしました。後ほど担当者から説明がございます。続きまして、追加の資料としてA3版の「えみふる・MOFCA 比較方向性」をお配りいたしました。以上でございますが、お手元に揃っていない方はいらっしゃいますでしょうか。傍聴席の方もよろしいでしょうか。それでは、以上でございます。

○湯浅幹事       それでは、本日の委員の出席状況をご報告いたします。大山委員はご欠席とのご連絡を受けております。廣瀬委員は、遅れて到着するというご連絡を受けております。鈴木(努)委員はまだご連絡をいただけていませんが、いずれにいたしましても委員総数の過半数以上の出席となっておりますので、本日の会議が成立していることをご報告いたします。本日の傍聴者の方は7名、協議会へのご意見はございませんでした。では、議事に入らせていただきますので、ここからは大塚部会長に進行をよろしくお願ひいたします。

○大塚部会長 第4回の計画部会ということで、限られた時間ですけれどもよろしくお願  
いいたします。皆さまのお手元の次第に沿って、進めていきたいと思いを  
ます。まず議題(1)(仮称)神田錦町三丁目福祉施設基本計画(案)について、武  
福祉施設整備担当課長から説明をお願いいたします。

○武福祉施設整備担当課長 福祉施設整備担当課長の武でございます。事前にお送りさせ  
ていただきました、「(仮称)神田錦町三丁目福祉施設基本計画(案)」につ  
きまして、主なところをご説明させていただきます。開いていただきますと、  
まず目次がございます、第1章から第5章までございます。

第1章に関しましては、策定の経緯や本計画の位置づけ、千代田区の現状  
と課題、施設の基本理念と施設整備の基本方針について示しております。第  
2章は、計画地の概要、整備予定施設について、第3章は、事業計画として、  
事業手法とスケジュール、第4章は、今後の検討に向けてということで、構  
成しております。第5章は、今までの計画部会でお示ししました、人口推計  
やアンケートをまとめさせていただいております。

第1章は、計画策定の経緯ということで、本計画は、区の計画と位置づけ  
られ、今後の事業者選定や施設整備等に取り組んでいく行政計画となりま  
す。2ページをご覧ください。こちらは初めて紹介いたします。[計画の位  
置づけ]として、(仮称)神田錦町三丁目福祉施設基本計画と各行政計画の位  
置づけを示しております。「ちよだみらいプロジェクトー千代田区第3次基  
本計画」や、その下の「高齢者福祉計画」などの各地域福祉計画、また「千  
代田区都市計画マスタープラン」、「神田警察通り沿道賑わいガイドライン  
神田錦町北部周辺地区 地区計画」と連携しながら、本計画をつくってきま  
した。そしてページ下に、本計画の役割として、今後の施設整備や事業運営  
などを見据えて本計画を策定していることが記されております。

3ページは、千代田区の障害者(児)の現状と課題です。その課題を受け  
て、今後どのような施設が必要か書かれております。当施設に設置する機能  
として、グループホームやショートステイ、自立支援、相談機能が求められ  
ております。4ページは高齢者の現状と課題です。認知症高齢者グループホ  
ームや多様なニーズに対応するサービスが必要とされています。

5 ページは、第 2 回計画部会で基本理念や方針をお示した時のご意見を受けまして、お示しするものでございます。ご意見をいただきたいと思っております。施設の基本理念と、施設整備の基本方針を 4 つ掲げて、まとめさせていただきました。

まず、施設の基本理念「地域とつながり、共生社会への理解を育む施設」でございます。地域の活性化につながるということ。また色々な地域の方にもつながって、利用いただきたいという思いで、「地域とつながり」としました。また、共生社会の実現、障害者や高齢者に対する区民の理解、また利用者間での交流の場ということで、「共生社会への理解を育む施設」と示させていただきます。

また、施設整備の基本方針として、4 つ掲げております。「1. まちの活性化や地域とつながる施設」では、文化・交流ゾーンという周辺環境を活かし、さまざまな人々の交流が生まれる拠点となる施設、障害者や高齢者への理解の促進が図られる施設、まちの活性化につながる施設、また賑わいの街並み形成に寄与する建物などを具体的に挙げております。「2. 安心・安全な施設」では、障害者支援施設、高齢者施設の求められる機能はもとより、安心して利用できる施設、災害に備えた施設、安心・安全でプライバシーに配慮した施設として進めることが具体的に挙げられております。「3. 人や環境にやさしい施設」では、誰にでもわかりやすく、使いやすいユニバーサルデザインの導入、区として積極的に取り組んでいる緑のある空間の創出、うるおいある魅力的な街並み形成、地球温暖化対策推進のための環境負荷の軽減が挙げられております。「4. 永く有効に活用できる施設」では、社会状況等や人口の変化への対応が可能であるように、改修しやすい建物構造、施設運営に関しては、民間の専門的なノウハウを活用すること、地域に永く親しまれ、永く活用できる施設を掲げております。6 ページ下段には、【具体的必要事項に対する考え方】を示しました。

7 ページは、前回の計画部会でお示した計画地の概要、9 ページに計画地の周辺の歴史、地域の特徴、10 ページに整備予定施設です。障害者支援施設につきましては、日中サービス支援型共同生活援助とショートステイを整備します。日中サービス支援型共同生活援助については、11 ページに

説明がございませう。障害者の重度化・高齢化に対応するために、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により創設された施設でございませう。男女別、2 ユニット、1 ユニットは 10 名の合計 20 名で、主として知的障害者の方への対応を考えているところでございませう。ショートステイは定員 10 名。事業者提案施設については、自立訓練等、事業者の提案によって機能を入れていくということにございませう。

11 ページは高齢者施設についてにございませう。認知症対応型共同生活介護は合計 18 名、また「通い」「泊り」「訪問」の多様なニーズに対応できる小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護のどちらかで定員 25 名と考えております。13 ページは、共用施設にございませう。この施設は神田警察通りに面し、神田警察通り沿道に人を惹きつけ波及効果をもたらすことが求められておりますので、地域交流スペース、例えばカフェやフリースペース等を考えております。

次に、施設の階構成にございませう。こちらの計画地では、地区整備計画により、建築物の高さが 40m までに制限されております。周辺地域の環境を考慮しながら、低層階につきましては、地域の賑わいにつながる地域交流スペースとなります。中層階は、相談機能など人が訪れるということに障害者支援施設、高層階に高齢者施設と、大きく 3 つの施設で構成されております。これらの施設の運営については、それぞれがベストの事業者を選定できるように、区では 3 つの事業に分けて、選定を予定しております。

14 ページは、この施設をつくるにあたっての事業計画にございませう。現在、区では 4 つの事業手法に絞って、今後検討していくところでございませう。「従来方式」は、区が公設で建てて、民間の方に指定管理で運営していただくものにございませう。「土地貸し」は、区有地を民間事業者が設計・施工して、運営にあたっていく手法にございませう。これらは従来、区で行われたものですが、今後、2 つの新たな方法も検討していきます。1 つは、「PFI 方式」にございませう。民間資金を活用して、民間事業者が設計・施工、また運営にあたっていただく方式。「一括発注 (DBO 方式)」は、民間事業者のノウハウを活かした質の高いサービスの提供を可能として、スピード感をもって開設できるように、資金調達を区が行いますが、設計・施工は一括発注で、

維持管理・運営等を行っていただく方式。この4つの方式を主に、今後メリットやデメリットを比較して、区として手法を決めていきます。施設整備にあたりましては、事業者の意見を反映できるよう、事業者を選定してから、設計を進めます。

14 ページ下にスケジュールがございます。令和元年度、本年度は皆さまのご協力をいただきまして、基本計画策定に取り組んでいるところでございます。そして来年度事業手法を検討するための要求水準作成、建物の解体設計となっております。令和2年度、来年度に事業手法を決め、令和2～3年度にかけて、事業者募集、解体工事、令和4～7年度にかけて、福祉施設の工事、令和7年度の福祉施設開設を目指しているところでございます。

第4章は今後の検討に向けてということで、今後の課題、留意点、方向性を示しております。障害者支援施設では、事業者提案の障害福祉サービスの選択にあたっては、居住・就労・交流・体験・相談をキーワードにした提案が必要です。高齢者施設については、令和3年4月に二番町国有地に大規模な特別養護老人ホームができますので、サービス需要状況を的確に把握し、本施設整備に反映する必要があります。共用施設については、周辺地域の要望、神田警察通り沿道賑わいガイドラインを踏まえた機能を導入していきます。階構成につきましては、先ほどお話したイメージ図の通りでございますが、事業者選定後、運営事業者の意見を反映して、施設設計にあたっていきます。事業手法につきましては、より効果的・効率的な手法を検討したいと考えております。16 ページ以降は、資料をまとめさせていただいております。

今回は、5、6 ページの基本理念を、整合をとって初めてお示しさせていただきました。ご意見をいただければと思っております。説明は、以上でございます。

○大塚部会長 基本計画のご説明が事務局よりありました。施設整備の新しい考え方もいくつか出てまいりました。それも含めて、ただいまの事務局の説明について、ご質問やご意見のある方はどうぞお願いいたします。

○小笠原委員 11 ページの高齢者施設は、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能居宅介護とありますが、千代田区のニーズを考えたら、訪問看護を組み合

寄せた看護小規模多機能居宅介護がよいのではないかとと思いますが、これはまだ今後の検討になるのですか。

○大塚部会長 高齢者分野ではありますが、もし答えられるということでありましたら、お願いします。

○武幹事 訪問看護の必要性も考え、併記させていただいております。今後、二番町に大きな施設ができますので、的確に状況を把握し、どちらかに決定していきたいと考えております。

○大塚部会長 新しい考え方の、特に5ページの基本的な考え方、施設の基本理念、今後の方向性について具体的に説明がありました。この辺は、よく議論しておいたほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。今までの皆さんの意見が反映されています。

○廣瀬委員 基本理念の「4. 永く有効に活用できる施設」とありますが、気になることが1点あります。うちの場合は病気が進んでいくパターンの病気です。今後病気がさらに進んでいくと、「永く有効に」というならば、今は医療的ケアがそれほど必要ではないのですが、そのうち、痰が詰まった時のケアや軽い医療的ケアが必要となった時にしていただけるのか。そのようなことがある程度見込めると非常にありがたい。どの方も医療的ケアが必要になってくる場合が多いと思うので、「永く有効に」ということで、そのようなビジョンがあるのであれば、お聞きしたと思います。

○大塚部会長 利用される人の立場から、施設をどう捉えるかということだと思いますが、いかがでしょうか。

○歌川委員 医療的ケアの対応など具体的な要望は、この先、運営の形態や経費を考慮の中で取り組んでいく課題だと思います。基本計画案にある「4. 永く有効に活用できる施設」という表現が想定しているのは、入っている方の状態が変わってもという、「人」に着目した永くではなく、「施設」のコンセプトです。例えば社会状況やニーズが変化すると、高齢者の介護のあり方が変わってきているのは、ご案内の通りです。一番町に特別養護老人ホームがありますが、今から20年以上前の平成7年にできました。当時の高齢者の介護の施設は、施設内をぐるぐる歩きまわられる構造、配置が流行りでした。今は、ユニットケアが主流で、リビングがあり、そこを中心に居室が配置されみんな



なが集まってくるような形態の介護が中心になりました。当時は 4 人部屋が当たり前でしたが、今は個室が当たり前になってきました。建物をカチッとつくって、壁も全部しっかりして動かさないようなものになっていると、時代のニーズに合わせ柔軟に対応できないという反省が、千代田区にはあります。そういうことも考えると、認知症高齢者グループホームの運営にしても、ケアの仕方が変わっていくこともあり得るので、それらを考慮しないと、永く使えない。給排水の部分の設計をする時にも、永く建物を使うことを考慮しないといけない。この基本方針「永く有効に活用できる施設」は、建物をつくる時の考え方という意味で述べているものであると、ご理解いただきたいと思います。

○大塚部会長     ありがとうございます。ユーザーの立場から言えば、障害の状態像が変化、大抵は重くなるということかもしれませんが、そうなっても使い続けられる施設であってほしいという強い思いだと思います。ここは、そのようなコンセプトを入れる場ではありませんが、そのような思いを確認しておく。「重くなっちゃったら、違う所」というのは、違うということを考えておく必要があると思います。

○鈴木（隆）委員   3 ページに障害者（児）の現状と課題について、整理していただいています。これは、アンケートの結果に基づく事実であり、要望だと思います。3 つ目の箱に「重度の知的障害や医療的ケアが必要な方について、対応する必要があります。」と明確にあります。その 2 つ下には、就労継続支援 A 型は区内に 1 か所しかない現状に対して、「最低賃金が確保できるため、一般就労に満たない区民からは、増設の必要性について要望が挙がっています。」と、これは就労継続支援 A 型だと思います。その下のアンケート調査の結果で、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が明記されております。このように具体化しているものについては、大きな方針として、10、11 ページに記載をしていただきたいと思います。事業者提案施設の中に「自立訓練、生活介護」とありますが、ここに機能訓練的な文言を入れていただく。重度の障害者のニーズとして、「など」ではなくここに明記していただきたいと思います。また、就労継続支援も「A 型」と書くかどうかということはありません。

が、そのニーズが強いということなので、大枠の中で記載していただきたいと思います。

大きな方針の中で、建物のあり方として、6 ページの下「セキュリティ」という項目が気になりました。セキュリティは大事です。しかし、「出入口を分離します。」ということのイメージがわからないのですが、高齢者と障害者、障害児が交流する、あるいは地域の方が出入りする共生社会の中で、出入口が分けられてしまうことの意図や方向性がどういったものなのか、教えていただけたらと思います。以上です。

○湯浅幹事      最初の、障害者福祉サービスの現状と課題について、回答をさせていただきます。こちらの施設の機能を整備するにあたって、皆さまと色々な議論をさせていただきましたが、限られた施設の中でどのような機能を入れていくかは、色々なご意見があつてなかなか決めきれないというのが一つ。あとは、その事業者がはたして現れるのかどうか。ハードルを高くした場合に、自立支援、就労継続支援 A 型を入れようという時に、その事業者が現れてくるのかどうか。それは未知数であると、議論の中で話させていただいたと思います。皆さまのご意見、そしてアンケート結果を踏まえて、事業所に手を挙げていただくことを目的として、今回は事業者提案型というかたちにさせていただいております。ハードルを上げて、事業者がゼロ、または一社ということがこれまでもありました。何社、手を挙げていただけるかわかりませんが、皆さまのご意見を踏まえて、できるだけご要望に合った施設を目指して、色々な事業者の方にお声掛けをさせていただきながら進め、ベストは難しいとしても、できる限りベターとなる施設を考えていきたいというところで、明記というかたちではなく、アンケートを踏まえた事業者提案というかたちをとらせていただいております。

○武幹事      後半の、安心・安全でプライバシーに配慮した施設のイメージについてですが、高層階が高齢者、中層階が障害者として、入所される方の部分がございますので、今のところ、それぞれの施設につながるエレベーターを分けることを考えております。また、共用施設がありますが、それぞれ階段やエレベーターを分けて、それぞれのプライバシーを保ちます。交流については、低層階での交流を考えているところでございます。

○鈴木（隆）委員 湯浅課長にお答えいただいた内容についてですが、機能訓練につきましては、12 ページの高齢者施設の「サービスの特徴」の中に、「機能訓練（リハビリテーション）」という文言を謳っておりますので、これは入れていただきたいと思います。明確な要望として、これが千代田区にないということが問題になっておりますので、大方針の中に入れていただかないと、埋没してしまうと思います。就労継続支援 A 型か B 型かについて、門戸を狭めてしまうのではなく、あえて「A 型が望ましい」というような募集の仕方での方向性をお願いしたいと思います。

エレベーターのお話は、建物の中で完全に分かれてしまっているイメージが浮かびましたので、共生社会の中での施設のあり方を表すつくりになっているのかどうかを、今後の具体的な議論の中でもう少し話し合っていたきたいと思います。よろしく願いいたします。

○歌川委員 今回の施設の基本計画は、皆さんの非常に強い思いがあって、障害者の入居できる施設をなんとか整備したいというところからスタートしています。従って、絶対に入居の機能は外せない。これが、グループホームなのか、入所施設なのかというところで議論をして、「グループホームでいこう」ということになった。それだけでは足りない。入居している人たちが日中過ごす場所も必要等、色々な思いがあることは勿論わかるのですが、何でもかんでも詰め込めないことは先ほど湯浅のほうから話がありました。皆さんにもご理解をいただいているところです。この建物に、もっと色々なものを入れ、もっと大きな建物にすることができるのであればよいですが、限られたスペースの中で地域の方の理解を得ながら行っていくので、妥協しなくてはいけない部分がある。基本計画の先は、実際に建設に向け、もっと細かい計画になりますが、そこに含みをもたせたところで基本計画はまとめたいと私たちは考えています、この基本計画の中で、事業者をどうやって選ぶか、そもそもこの建物をどうやってつくっていくかをこれから研究していかなければなりません。障害者サービスの機能について言えば、使えるスペースは 1 フロアか、もしかしたら 2 フロアになるかもしれないという中で、あまり細かく限定してしまうと、選択の幅がなくなる。どこで妥協するかということですね。そういう思いの中で、少し含みをもたせた段階で基本計画をま

とめたいというのが、区の考え方です。皆さまの今までの思いからすると、「それじゃ、足りないよ」「もっとはっきりさせてよ」ということは十分わかりますが、これについてはもう少し時間をかけて議論をし、事業者の整備の手法が決まって、例えば設計も含めて提案していただくのがおそらくよいのだと思います。その段階で何を基準に評価していくか。そこで就労継続支援 A 型なのか、B 型なのか、機能訓練をどうするのかという話が出てくるのではないかと思います。

鈴木委員が高齢者施設のほうに「機能訓練」と書いてあるとおっしゃいました。これは小規模多機能型居宅介護の事業についての一般的な説明の流れの中での機能訓練です。機能訓練というと、皆さん、色々な器具が置いてあって、いわゆる病院のリハビリの部屋を思われるかもしれませんが、高齢者の施設の機能訓練というのは、小さな事業所の中に必ずあるわけではなくて、「少し腕を動かせるようにしましょう」「声を出せるようにしましょう」ということも全部機能訓練ですから、ここに書いてあるのは定義であることをご理解いただきたいと思います。

セキュリティについてですが、入り口が一緒でないのはどうなのかというのはご指摘の通りなのですが、一方で難しいのは、オープンにすればするほど、何かあった時にどう責任をとるのか。きちんとした対応をしていたかどうか問われます。知的障害の方、認知症高齢者はいわゆる弱者です。守らなければならない方が生活される場である以上、きちんとセキュリティを守るという意味で、エレベーターも入り口も分けることは原則だというのが私たちの考え方です。その上で、どのように交流を進めていくかというのは、事業者を選ぶ段階、もしくは設計をする段階で、交流ということ、地域に開かれたという絶対的コンセプトをどう実現するか、提案をいただくことで求めていきたいというのが区の考え方です。この段階で「エレベーターを分けるのはおかしい」と書いてしまうと、「どんな建物なのか。区はどんなイメージをもっているのか」という話になってしまう。エレベーターを分けるというのは、3基入れるエレベーターを分けるというのではなく、止まる階を設定するなどの提案も出てくるかもしれません。いずれにしても、限られたスペースの中で何を求めなければならないかを考えた上で、これ

だけはゆずれないということを書き込んだつもりです。その辺りをご理解  
いただきたいと思います。

○鈴木（隆）委員 後半のほうは、よくわかりました。前半のほうなのですが、具体的に何  
が必要か、必要じゃないかについては、今後持ち越して議論していくという  
ことで、ここに記載はないけれども、千代田区にはない重度の障害児のため  
の理学療法士のサービスが否定されているものではなく、当然検討される  
ことの中にあると確認できれば、私は全然構いません。アンケートの結果、  
浮かび上がっている必要なものを重視して検討し、なんとか入れていくよ  
うにしていきたいと思っています。

○湯浅幹事 MOFCA とえみふるの役割の整理という中で、相談支援部会を開催させてい  
ただいております。その中で何度か述べさせていただいておりますが、地域  
生活支援拠点等の整備において、役割も整理させていただきます。鈴木委員  
がおっしゃられたように、地域生活支援拠点等の整備を面的整備で行って  
いく中で、千代田区に足りない社会資源がいくつかございます。それをどの  
ようにしていくのか。これはまた改めて話をしていくことになるだろうと  
考えております。千代田区に何故ないのかということ、事業が成り立たないか  
らということがまず一つあります。そんな中で事業所を誘致するにはどう  
したらいいのか。補助金がいくら必要で、どれくらいの助成を出せばいいの  
かということも具体的に整理していくことになろうかと思っております。地域生  
活支援拠点等を整備するにあたっては、おそらく何年もかかるだろうし、完  
成ということもないかもしれませんが、区として、この協議は引き続き続け  
てまいります。それは相談支援部会、もしくは障害者支援協議会全体会の中  
で議論していくことになろうかと思っております。来年度は第 6 期障害福祉計画  
の策定もございます。その辺りも含めて、方向性をお示しさせていただけれ  
ばと考えております。

○大塚部会長 10 ページはどのような書き方がよいのかわかりませんが、障害者支援施  
設の機能は、今のところはグループホームと短期入所（ショートステイ）が  
必要だということを基点に整備をする。事業者提案については、受ける事業  
所の能力や色々なことがあるので、何とも言えないのですが、「自立訓練、  
機能訓練」と書いてあっても、「など」であっていいと思いますが、「機能

訓練が本当に受けられるか」は別の問題ですから。間口を広げて、全て書く。

「じゃあ、児童発達支援も」と全部になってしまいますから、それもまたリアリティがありませんが、そんなに間口を狭くする必要はないかなと思います。最終的には、公募要項で「このような事業を行ってくれ」と書いて、それを全部受けてくれるか、選択になるかは事業者の能力次第だからわかりませんが、部長がおっしゃる通り、調整していく中で決まっていくことになるかと思います。

○荒木委員 共用施設について、6 ページに「永く有効に活用できる施設」として、3 点書かれております。「地域に永く親しまれ、永く活用できる施設を目指し、地域との連携・協力を図っていきます」とあり、15 ページの「3 共用施設」には「事業所提案の共用施設の選択にあたっては、周辺地域の要望、神田警察通り沿道賑わいガイドラインを踏まえた機能を導入していきます」とあります。ごもつともだと思います。これまで、福祉の施設の運営、共用スペースという一般に解放された所で、固定的な何かを始めて、利用する人が固定化してしまった自治体の施設をいくつか拝見させていただいたり、その課題を伺ったりしてきました。地域の方のニーズを踏まえて、カフェなど、色々な交流の場ができるのは素晴らしいことですし、また上の階にお住まいの方々とも交流ができるのはすごいことだと思うのですが、何か一つに固定してしまうと「永く有効に活用できる施設」としては、どこかで壁にぶつかってしまう懸念があると感じました。盛り込むか否かは別として、今後事業者に提案をいただく際、長期的な視野にたって、例えば 2025 年に 75 歳以上の割合が千代田区は増える、障害者の割合が増える、認知症の方も、5 年後、この施設ができた頃からどんどん増えていく。その後の推移を見ても、最初に決めたことを 20 年、30 年通していけるのかは、非常に疑問です。ですから、時代のニーズに応じた変化に対応できる、柔軟性をどこかで持ち合わせていると、長期的活用にはよろしいのではないかと感じました。以上です。

○武幹事 固定化というところでは、6 ページの「永く有効に活用できる施設」の一番上に「社会状況等や人口の変化への対応が可能な、施設改修がしやすい建物構造とします」と書かせていただきました。今回の場合は、3 つの事業者

を先に選んで、設計に反映していきますので、民間の方のノウハウも活用し、建物の使い方、運営の仕方、改修しやすいことなども盛り込めればと思います。

○荒木委員 建物の面でご対応いただく考えだと思いますが、ソフト面でも時代のニーズに合わせて変化していただければと思います。

○岡崎委員 今回初めて、基本的な考え方を5、6ページに盛り込んでいただき、「地域とつながり、共生社会への理解を育む施設」と基本理念に書いていただいているのですが、この基本方針の1~4に「共生社会」という言葉が入っていません。例えば、「1. まちの活性化や地域とつながる施設」の2番目の○を、「障害者、高齢者への理解の促進が図られ、共生社会の実現を目指す施設にします」とするなど、共生社会の実現という言葉を入れていただけたらと思います。あとは、基本的な考え方で、高齢者施設には「その人らしさが尊重され」や、地域の拠点として「安心して自分らしく暮らし続ける」「地域で生き生きと暮らし続ける」というようなキーワードが入っていたと思います。施設ということで、箱ものなのでどうしても冷たく感じてしまう部分がありますので、人というところを引き出すような文言、「その人らしさ」や「生き生きと暮らし続ける」などが入っていたほうが、皆さんがより豊かな企画をすることができるのではないかと思います。

○大塚部会長 やさしい、平易な言葉がいいと思います。それから共生社会は、「理解を育む」も必要なんだけれども、いつまでも理解を育むではなく、実現できるような施設、共生社会実現のための拠点であることをもっと積極的にということもあるかもしれません。ご検討いただければと思います。勿論、「理解を育む」というのもきれいな言葉でよいのですが、色々な可能性を考えていただければと思います。具体的な基本方針の中でも、「共生社会」という言葉を入れながら、説明をしたほうがよいでしょう。

○鈴木（洋）委員 安心・安全な施設であることが理想なのですが、実際に指定管理の事業者が入っている、私共の施設では、決して安心・安全な状況ではありません。事業者さんが入ってしまうと、色々なことが起きた時に責任がどこにあるのかというと、「それはもう指定されたのだから、区ではなくて事業者」と

ということになって、そこで問題が次から次へ出てきます。勿論支援面からもそうですし、ジョブサポートの場合は、建物をお借りしているので、皆さんがご覧になったらびっくりすると思うのですが、本当に死角の多い、色々と事故の多い施設です。「そんなに、職員が見ていない所で色々あるなら、カメラをつけたらどうか」と、保護者から提案いたしました。借りている施設なので、それはできないということで、事業所の支援不足ということも妥当にあると思います。色々な問題が出てきた時、出てくる前は親たちにそれが見えませんか。その施設で何を行っているのか。色々なものをつければいいというわけではありませんが、事業者選びは非常に重要だと思います。色々なことについて、どこが責任かということでもまだにうやむやになっていることが多くあります。例えば地震の時も大変なことがありまして、施設側は伏せておきたかったと思いますが、ある方が外で保護された状況も伏せてしまって、「本当にこの施設が安心なのか、安全なのか」と常々保護者から声が出ています。今の共生時代に、あまり鍵を閉めることはよくないと思うのですが、事業者側としては大きなドアをバンと閉めて、「この中は安全よ」という状況に今はなっています。事業所側の考えで、一人ひとりの囲みの空間になってしまっているのです。私たち親は「それでいいのかしら？」と言いたいのですが、区のほうは「お任せした事業所に」ということで、その辺がなかなか行政と事業所が難しい関係になっているので、この施設ができた時にその対策も考えていただきたいと思います。

○大塚部会長 安心・安全と管理を、どう両立させるかについて、この施設だけではないかもしれませんが、考え方をつくっていく必要があると思っています。他に、14 ページの事業計画の中に事業手法が出てきました。公設民営か、民設民営かなど、少し専門的ではありますがこれについて、もしご意見があればと思います。

○荒木委員 質問なのですが、「PFI 方式」で「長期 (30 年) の運営継続が可能となる」とありますが、30 年、同じ事業者さんをお願いする方式ということでしょうか。

○武幹事 「PFI 方式」は、土地を貸して、運営事業者が建物をつくって、30 年運営を担っていただくということです。



○小笠原委員　私も事業手法については、よく理解できない文言ばかりなので、色々質問があるのですが、今「30年」とおっしゃいましたが、見直しなど一切ないままに30年経ってしまうのですか。また、「一括発注」のデメリットとして「長期契約による柔軟な契約変更がしにくい」とありますが、何故ですか。

○武幹事　今の現状を書いておりませんでした。福祉施設に関しましては、指定管理者の場合は10年ということで事業者の選考を行っています。「従来方式」で公設民営ということであれば、指定管理者が10年運営します。継続の面で、うまく継続できればいいのですが、そういったところの議論はあります。事業者にも長く運営していただくほうがよい部分もありますので、ここでは30年。一番右の「土地貸し」も民間事業者に土地を貸して30年、あるいは定期借地権であれば50年という契約も色々あります。「一括発注」では、設計、施工会社を先に選ぶことで、色々な技術を設計段階で反映できるメリットもございます。より効果的に運営するために、それぞれのメリット、デメリットがありますので、4つ挙げさせていただいて、来年度深く検討して決めさせていただきたいと思えます。

○土谷幹事　高齢介護課長です。長期契約のメリットを1点だけ補足させてください。障害者もそうでしょうが、高齢者のほうも、実際に利用者の方と接する介護職員の人材確保が本当に厳しい状況がございます。千代田区の場合、指定管理を10年まで延ばしていますが、5年のスパンで行っている区役所が多いです。千代田区が10年に延ばしたのは、何十人もの職員が働いている高齢者施設で、指定管理が仮に5年でプロポーザルで変わる状況ですと、その社会福祉法人がとともよいことを行っていたとしても、「正規の職員を採用、雇用するのはどうか」ということになります。私は何十年も区役所で働いていますが、正規の職員としてその施設で働くとする、今の千代田区の10年でもまだ短い。20年、もしくは30年のスパンで職員を採用して、その中で育成して続けることができれば、よりよい障害者、高齢者、さまざまなハンディをもたれている方への非常によい介護ができるということが、長期契約のメリットです。社会福祉法人も職員を確保する際に、10年ということでハローワーク等に出すよりも、きちんと「これだけの期間、働いていた

だけですよ」ということで採用の募集を出すほうが、当然メリットがございます。

○歌川委員　　少し補足します。事業手法の部分がわかりにくいのは、一般的にはその通りだと思います。何故この話が基本計画に出てきたのかを申し上げますと、今回整備しようとしている施設は、障害者支援施設でもあり、高齢者施設でもあり、さらに「まち」の活性化に資する地域に開かれた施設でもある。そうしますと、3つの事業を全て行える事業者などいませんので、3つ別々の事業者にする話になってきた。建物を建てるにはお金が必要です。誰に建てさせるか。土地を貸して、建物を建てて、事業の運営も行うという方法もありますが、それはお金が沢山ある事業者しか受けられない。区が建てて、事業者を募集して、運営してもらい、指定管理者という制度では、土谷課長から話があったように、人材確保が難しい。さらに言うと、3つの違った事業者が入るといことは、その間の調整についても考えなければならない。

「これは、非常に大変だね」という話をしている中で、民間のノウハウを使った手法の「PFI方式」や、区が考えて建てた箱を与えて、ここで運営してくださいという話になると、先ほど鈴木委員から話に出ていた、使い勝手が悪い、運営事業者のケア思想に合わない等の問題が出てきてしまうかもしれないので、運営事業者を先に決めて、事業者の意見を反映した設計をしたほうがよいという話が出てくる。さらに、設計をしたあと、建てるのは区なのか、それとも設計した業者なのか、色々考えていくと、どういう整理をしたらよいのか難しいので、色々な手法についてのメリット、デメリットを整理する作業を一旦入れましようとなりました。この土地は今別の団体が使用していて、まだ時間があるのだから、その作業をしっかり行いましょうということで、今回、いくつかの手法を並べました。それぞれの手法がどんなものであるか。また、どんなメリット、デメリットがあるのか、今回お示ししたものではわかりにくいということですので、少し整理をさせていただきます。スタートしたら、早く建てたい。早いだけでなく、よい事業者に運営してもらい、よいサービスを提供してほしい。また予算も考え、できるだけ効率的に行いたい等の、いくつかの命題を入れて、そのために最適なものを考えるために整理したいというのが、この基本計画の段階だにご理解

いただきたいと思います。貸し出す期間については、長期がよい面もあるし、長いとマンネリ化や、さまざまに悪い状態が発生した場合にそのままなのは困るというような意見がありますが、「土地貸し」だとそうになってしまう可能性もあります。区が土地を貸して、借りた土地に建てて、土地を借りた時に権利は30年や50年ですから、「この事業者はだめ」となっても、つぶれない限りはその事業者が続いてしまいます。よい事業者であれば、その事業者が考えて、よい考えのもとによりケアをして、よいサービスを提供して、それを担う職員をきちんとそこで育てていくことができる。安心して運営が続けられるというよさもあります。どっちがよいのか、考えなければなりません。デメリットが発生しないようにするには、貸しっ放しではなく、区がきちんと、定期的にチェックをするなり、皆さんにチェックをしてもらう仕組みもそこに入れていきたいと思います。「これだったら、絶対大丈夫」というものがない中で、懸念があれば、どういうふうにその懸念を払拭するかを考えていくことが、今やろうとしていることだと思います。

○大塚部会長 事業者の選定も含めて、これからということですが、障害分野は日中活動とグループホーム、ショートステイ。グループホームは社会福祉法人だけでなくともよいわけだから、かなり広い範囲ですね。何が言いたいかというと、指定管理の契約期間のことも含めて、事業者が千代田区のこの新たな事業に参加してみたいと、そのメリットがあるかどうかですよね。「あの施設の経営に参加して、行ってみたい」というようなものを、行政としてこれからどうつくるか。ここの場の議論ではないですが、そうでないと、「ここしかない」となって、自主事業についても、「これはやりたくない、あれはやりたくない」ということでは、よいサービスの質になりません。やれるかどうかわかりませんが、公募に応じたいという雰囲気と具体的な戦略をつくっていかねばなりません。それでも困難だということは、目に見えているわけですが、お願いしたいと思います。

○永田委員 施設だけの問題ではなく、支援についても介護についても、色々な問題が常に起きると思います。この施設ができれば、できたまま、終わるということではなく、色々な意見が運営施設に取り入れられるような環境をつくる

ことが大事だと思っています。先ほど、この会議も、そのままで終わるわけではなく、今後も色々なことについて話し合いを進めていくという話があったように、なんらかのかたちでみんなが意見を言えるような場所を1つつくっていただいて、そこから色々な施設について話し合える環境が必要ではないかと思っています。

○大瀧委員　具体的な意見ではないのですが、防災の関係で、30年のスパンで考えれば、高い確率で首都直下地震がくると言われています。この施設ができた場合、障害者、高齢者もいて、もしかしたら避難所的な役割もするのかもしれないのですが、地震の際に熊本学園大学が障害者避難所をつくっていたので、ぜひそこから「何があればよかったか」等の情報を取り入れていただけたらと思います。

○大塚部会長　今後心配されることについて、この施設をつくることによって何ができるかも考えていただきたいと思っております。

○鈴木(隆)委員　基本理念「地域とつながり、共生社会への理解を育む施設」というのは、ここに住む人主体の表現ではなく、地域の方が感じる施設観のような気がします。この施設が共生して、地域とつながる。施設を主語にもってくると、少しニュアンスが変わってくる。先ほどお話のあった、ここに住み人がその人らしく生きるってということが抜けているのは、地域の方の説明内容になっているからではないかと思いました。施設整備の基本方針の1番はまず、「障害者と高齢者が共に生きる施設」だと思います。共生する。2番に「地域とつながり、まちの活性化をもたらす施設」等になる気がします。基本計画に書く理念と違うのかもしれませんが、我々が目指しているのは、ここに住む人、ここに関係する人が中心にいて、そこが地域を変えていくということなのではないかと思ったので、そう考えると、少し変わってくるのかなと思います。基本方針の2、3、4番は設備的な面が多くて、これは例えば2と3は一緒にしてしまっただけで、「安全で環境にやさしく、安心をもたらす施設」等にすると、地域の方へのアピールにもなります。4番はこのままでよいと思います。

○大塚部会長　施設のことなので、施設の考え方ということですが、施設は場であり、場というのは、そこでどのような人が、どのような活動をしているかというこ

とで、そのための場としての施設です。そうすると、主体は施設の利用者や地域の住民で、「その人たちがこの場を活用して何をするのか」ということで「どういう施設か」ということのほうにもって行って、論理構成したほうがよいと思います。またご検討いただいとということでございます。これにつきましては、ご意見を踏まえて修正をさせていただいて、2月6日の障害者支援協議会で報告するかたちになるのでしょうか。

○湯浅幹事 今日時点では、皆さまに事前に配付させていただきまして、特にご意見がなかったので、軽微な修正と認識しておりました。ただ今回、理念など、大きく変化する可能性があるご意見をいただきましたので、また区のほうで案を考え、皆さまにご確認いただくことが必要になってくるのかということが一つ。もしくは、今いただいた意見を協議会の中で、全体としての意見としてまとめ、そこで決定というかたちをとるのがもう一つ。ただ協議会の中でも同じように、「こういうふうにしたらよいのではないか」と大きく変わるようなことがあると、そこはまた皆さまにご確認していただかなければならないことも出てきます。そうすると、年度内にできない可能性が出てきます。書面開催を経て、皆さまの同意をいただき、全体会にかける案もありますが、スケジュール的にはかなりタイトになります。

○大塚部会長 2月6日をどう位置づけるか、ということがあるわけですね。日程的には2週間ですか。できるだけ直していただいて、出していただく。2月6日に意見が噴出したら、また直していただかなければならないとなると、二度手間になりますので、全部とは言いませんができるだけ、今回の意見を盛り込んでいただいて、修正していただいて、最終的に2月6日に決める方向でいったほうがよいのかと思いますが、行政手続きはいかがでしょうか。

○歌川委員 手続きはそうですが、今の理念の部分はずっと生きる話なので、納得しないままというわけにはいきません。役所なので、年度内に終わらせなければいけないということをご理解いただいて、できる限りはがんばっていきましょう。

○湯浅幹事 我々もこれをつくるにあたって、非常に悩んだところでありまして。これがベストというかたちでお示しできなかったもので、これに皆さんの意見を踏まえて、さらにもう一度考案するというのは、我々としてもしていかなけれ

ばならないところだろうと思います。スケジュールの問題がありますので、皆さんに確認させていただきました。できる限り、こちらのほうでもう一度案を練り直させていただき、書面開催というかたちになるのか、それとも時間がないので電話や FAX となるか、最悪年度を越えてしまう可能性もあるかもしれません。そこはご理解いただきたいと思います。

○大塚部会長 皆さんで納得していただきながら、行っていきましょう。どこかで決めなければならないこと、それはそれとして、出された意見を收拾しないと次に進めません。それでは、その他として、今後のスケジュールなどについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○小野障害者福祉係長 今後のスケジュールということで、資料2をご覧ください。ちょうど今お話があったところですが、今日が1月20日の計画部会でありまして、2月6日が障害者支援協議会、予定としては3月に基本計画を策定するというスケジュールで努力していきたいと思っております。以上、現時点でのスケジュールということでお示しいたしました。

○大塚部会長 少しタイトですが、このように進むということで、ご質問等はよろしいでしょうか。行政的には、年度内にまとめるということで、私たちも協力するということがよろしくをお願いいたします。それでは、資料3、資料4について、事務的連絡かもしれませんが、ご説明をお願いできますでしょうか。

○平澤総合相談担当係長 総合相談担当平澤と申します。よろしくをお願いいたします。簡単にご報告させていただきます。12月12日に第2回障害者支援協議会相談支援部会を障害者福祉センターえみふるで開催させていただいております。前半は大塚部会長からプロジェクターを使って、地域生活支援拠点を中心に話をいただいております。地域生活支援拠点の設置運営については自立支援協議会のバックアップの大切さ、ハイリスク家庭の実態調査の重要性について、えみふるとMOFCAの相談支援体制の比較を通して、意見をいただきました。24時間365日の連絡体制をどのように確保していくか。またピアカウンセリングの文脈で廣瀬委員から、親御さん同士が気軽に相談できるように、お話をしてもよいという方はドナーカードのようなかたちで「相談を受けますよ」という意思を提示する方法や相談支援自体のスキル

アップのためにケース研究を相談支援部会等を通してブラッシュアップしていくこと等の意見が出ておりました。

このあとに、第3回として書面開催をさせていただいております。本日配付いたしましたA3の資料では、えみふるとMOFCAにこのようなことをがんばってほしい、力を入れてほしいというご提案をさせていただいております。これに基づいて、ご意見をいただいたところであります。メールで1件、口頭で1件の計2件のご意見をいただきました。MOFCAについては、今後の役割に期待したいというものと、えみふる、MOFCA共に協議会等の場で実施内容や経過について、ご確認したいという意見が出ております。現時点で、区としてはえみふる、MOFCAは基幹相談支援センターとして位置づけますが、両機関が補完しながら、機能や得意分野の分担を明確化したいと考えております。A3の資料下に、区として考えておりますイメージが書いてあります。こちらを深めるかたちで来年度以降も話の継続をさせていただきたいと思っております。

その他、地域生活支援拠点として、皆さんの安全を確認し、対応する上でのリスク家庭等の調査を行う必要がありますこと。こちらの計画部会でも出ておりますが、区内グループホームの設置に伴って、家賃の問題が出ております。グループホーム全体のあり方として、片方が高いと、安いほうに流れたりすることもあり得ますので、こちらの検討。そして見守り支援のあり方、以上については来年度以降も検討させていただきたいと考えております。以上がご報告でございます。

○大塚部会長 基本計画と共に、その周りにある地域生活支援拠点や相談支援体制のことを一体的に、千代田区としてどうしていくかということになります。このように地域生活支援拠点や相談支援について、色々と議論が出ています。行政も一生懸命行っているということで、素晴らしいことだと思います。先ほどお話しがあったリスク家庭の実態把握においては、個人情報の保護を大切にすることはお願いいたします。他に何か、全体としてご意見がある方はいらっしゃいますか。それでは、皆さんのご協力のもと、今日の計画部会で予定していた議題を終えることができました。今日はご協力をありがとうございました。